

報告・協議 3 令和5年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、令和5年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長： 令和5年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、お配りしております資料の、令和5年度知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況についてを基に御説明いたします。

今年度、これまで3回の教科用図書選定審議会を行い、審議を重ねてまいりました。

それでは、教科用図書及び一般図書の選定状況について、特別支援教育課長から御説明いたします。

玉木特別支援教育課長： では、資料の1ページを御覧ください。

文部科学省著作知的障害者用教科用図書、いわゆる星本と呼ばれる教科用図書につきましては、表の丸印で示しておりますとおり、障害の状態が重い児童生徒が在籍している西条特別支援学校八本松分級を除き、全ての県立特別支援学校の小学部及び中学部において選定しております。その隣に、一般図書の学校ごとの選定冊数をお示ししております。

資料の2ページには一般図書の使用について、3ページには一般図書の調査研究につきまして、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示しております。このような観点・視点で調査研究を行い、児童生徒の実態に応じた一般図書を選定しております。

4ページ以降に、各校が選定した一般図書について表にまとめております。小学部が4ページから、中学部は12ページからとなっております。

17ページからは、各県立特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書について、障害種ごとに5校について、一部抜粋したものでございます。

選定状況については、1ページにお示ししているとおり、小学部では合計271点、中学部では202点の一般図書を選定しております。

本日いただいた御意見を踏まえ、8月31日までに教育長が決裁し、採択が決定いたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御意見又は御質問がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 22ページのところで、教科書選定会議の状況について御説明いただいているのですが、開催回数が2.3回ということになっているのですが、大体2回か3回というところで、どんなことが話し合われているのか教えてください。

玉木特別支援教育課長： 2.3回の各学校での教科書選定会議ということでございますけれども、内容としましては、まず今年度の教科用図書が使用して見てどうであったか、それから、それを継続して使用するかどうか、あるいは児童生徒の実態から、来年度はこういった教科書の方がよいのではないか、そういった協議が行われると把握しております。

志々田委員： 各学校で行われていることではあると思うのですが、やはり何を話し合ったのかということとはきちんと説明できないといけなかなと思いますので、2.3回というと提案をしてそこで議論をしてもらって、そこで決まったことを次に可決するのかなと思ったら、中身をきちんと話して下さっているのがよく分かりました。こういうことが情報として外に出ることはないのかもしれませんが、しっかりと準備ができていないかと思いました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 令和5年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について

平川教育長： 続きまして、報告・協議4、令和5年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部

で使用する教科用図書の採択について、木村高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

木村高校教育指導課長： 1 ページを御覧ください。県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択についての本年度の日程についてでございます。

4 月の教育委員会会議において決定していただきました教科用図書の採択基本方針に基づきまして、各県立高等学校において、5 月以降、管理職、教務主任等により構成されました教科書選定会議等を開催し、選定作業を開始しております。

また、6 月に教育委員会事務局において、教科用図書選定資料を作成し、県立学校に示しており、この選定資料を参考に、各県立高等学校で教科書の調査研究及び選定作業を進め、2 ページにございますように、選定会議等を開催し、更に P T A などからの意見を聞くなどの取組を全ての学校において行っております。

各県立高等学校が提出した資料につきましては、3 ページにありますように、教育課程と選定教科書との整合性等について、点検・指導を事務局で行いまして、8 月末に教育委員会において教科書採択を行い、9 月上旬の教育委員会会議において採択結果を御報告させていただき予定としております。

次に、県立特別支援学校高等部の選定状況について御説明いたします。

特別支援学校におきましても、採択基本方針に基づき、適正に選定を行うよう指導しております。

資料 4 ページには、選定に当たっての障害種別の観点をお示ししております。

なお、高等学校に準ずる教育課程を編成している学校では、高等学校と同様の選定資料を参考に、また、知的障害特別支援学校の教育課程を編成している学校においては、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書選定資料を参考にいたしました。

5 ページには、高等部で使用する教科用図書の選定状況についてまとめております。右半分の一般図書につきましては、6 ページ以降に各校が選定した図書について表にまとめております。

既に、各校から提出された選定理由書等の点検を行っており、適正に選定されていることを確認いたしました。

説明は以上です。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 9 ページの本を見ていたのですが、9 ページの中に新星出版社さんが出している「頭のいい子が育つクラシック」とか「頭のいい子が育つどうよう」とか、こんなタイトルの本ではなくてもいいのではないかと思うのですが、これでなければいけない理由があるのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： タイトルにつきましては、出版社の方がそのようにつけているところで、内容を見て、各学校でこの内容で指導していきたいと判断されたものと考えております。

志々田委員： 実物を見ていないので良いとか悪いとかではないのですが、知的障害を持つお子さんたちが通う学校の教科書で、頭のいいとか悪いとか、こういう表現のある本をわざわざ選ぶ必要があるのかなど。私的にはすんなり受け入れられない感じがします。一般の図書ならば、どんな出版社がどんな名前の本を出そうと構わないのですが、子供たちに教科書として買わせる本として、何と言ったらいいのか分からないのですが、引かかる表現の本は検討いただきたいなと思いました。

玉木特別支援教育課長： この本を実際に使用しての場面で、子供たちがどんな反応をするのかということもありますので、こういった御意見がありましたことを特別支援学校の方に伝えていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。